

## 川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会条例

平成 28 年 3 月 24 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 戸塚環境センターの施設整備に関する基本構想及び基本計画の策定を円滑に進めるため、川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、戸塚環境センターの施設整備に係る基本構想及び基本計画の策定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から審議会が第 2 条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。